

改正

令和8年4月1日告示第30号

鳥羽市物品等の入札に係る公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する物品等の入札の過程の公表について必要な事項を定め、入札の適正化を促進し、物品等の入札に対する市民の信頼の確保と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「物品等」とは、物品の買入れ及び賃貸借、印刷物、業務委託（建設工事に係る測量、調査及び設計を除く。）をいう。

(公表の対象となる物品等)

第3条 公表の対象となる物品等は、予定価格が100万円以上の入札による物品等とする。

(入札の過程に関する事項の公表)

第4条 市長は、物品等の入札の過程に関する事項を、入札結果調書（様式第1号）により公表するものとする。

2 前項の公表をする場合において、入札が不調に終わったときは、入札結果調書の摘要欄に「入札不調」と記載し、設計金額、予定価格は記載しないものとする。

(公表の方法)

第5条 第3条の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 財政課において閲覧に供する方法

(2) インターネットを利用し、市のホームページにおいて閲覧に供する方法

(公表の期間)

第6条 前条の閲覧は、公表した日の属する年度の翌年度の3月31日まですることができる。

(閲覧の日時)

第7条 財政課において公表事項を閲覧できる日は、鳥羽市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）

第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。

2 前項の閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧者の守るべき事項)

第8条 財政課において公表事項を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という）は、閲覧に供している書類を閲覧場所以外の場所に持ち出すことはできない。

2 閲覧者は、閲覧に供した書類を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の告示に伴い、鳥羽市物件等に係る公表に関する要領は、廃止する。

附 則（令和8年4月1日告示第30号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

入 札 結 果 調 書			
担当課			
施 行 年 度	年 度		
物 品（業務委託）名			
履 行 場 所	鳥羽市		
入 札 日 時	年 月 日 時 分		
入 札 場 所			
入 札 方 法		予定価格(税抜)	
契約金額(税込)		落札金額(税抜)	
落 札 者			

（単位：円）

入 札 者	第 1 回 入 札 金 額	第 2 回 入 札 金 額	第 3 回 入 札 金 額	摘要